

# 町有地売却実施要領

令和4年1月

富士川町管財課

# 町有地売却実施要領

## 1 売却物件

物件番号	所在地	地目	面積	建ぺい率/容積率	用途地域	売却予定価格	備考
①	長澤字新東 1873-3	宅地	1,248.62 m <sup>2</sup> (377.68 坪)	60/150	第一種 中高層	24,720,000 円 23,480,000 円	当初より 0.5割引き
②	長澤字新西 2267-7	宅地	233.70 m <sup>2</sup> (70.69 坪)	60/150	第一種 中高層	売却済	
③	鳥屋字宮沢 455-1	宅地	469.72 m <sup>2</sup> (142.08 坪)	指定なし	指定なし	6,000,000 円 3,310,000 円	当初より 4.5割引き

## 2 売却方法

あらかじめ価格を提示して購入希望者を募り、実施要領6の方法にて購入者を決定します。

## 3 申込者の資格（次の要件の全てに該当する方に限ります）

- (1) 成年被後見人、被保佐人、準禁治産者及び破産者（復権を得た者は除く）でないこと
- (2) 町税等の滞納がなく、売買代金の支払い可能な個人（共有名義の申し込み可又は法人
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当しないこと
  - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - ③暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - ④②又は③に該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

## 4 申込方法等

- (1) 受付期間 令和4年1月5日（水）から  
午前9時から12時、午後1時から5時まで  
(ただし、土、日曜日及び祝日を除く)
- (2) 申込方法 別添「申込書」に記入の上、事前に電話で日時を予約いただいた上で、富士川町役場管財課財産管理担当に直接持参のこと  
(郵送等は不可)
- (3) 必要書類 個人：住民票  
法人：商業登記簿謄本  
成年被後見人、被保佐人、準禁治産者及び破産者（復権を得た者は除く）でないことのわかる証明書  
申込日の前年度の市町村民税等の納税証明書(次の該当するもの全て)
  - ・市町村民税（個人）・固定資産税（個人、法人）
  - ・軽自動車税（個人、法人）・法人市町民税（法人）
  - ・国民健康保険税（料）（個人）

※共有名義による申し込みの場合は、申込者全員分の書類が必要です。

(4) 受付場所　富士川町役場庁舎3階 管財課財産管理担当窓口

## 5 申し込みの条件

- (1) 現地説明会は行いませんので、申し込み前に現地を十分確認して下さい。
- (2) 申込書に事実と異なる記載がある場合は、申し込みが無効となることがあります。
- (3) 売買契約及び登記は、申込書に記載された名義で行います。
- (4) 代理人が申し込む場合は、委任状を提出してください。なお、代理人の印鑑は認印で構いません。

## 6 売却者の決定方法

- (1) 申込先着順に購入者を決定します。ただし、同一物件について同日に複数の購入希望者から申込書の提出があった場合には、くじ引きにより購入者を決定します。

## 7 売買契約及び代金の支払方法

購入予定者は、町の売却決定の連絡から14日以内に町と土地売買契約を締結してください。売買代金は、契約締結時に売買代金の10%を契約保証金としてお支払いいただき、残金を契約締結の日の翌日から60日以内に町が発行する納入通知書により町の指定金融機関等で納めて頂きます。

### (1) 売買契約の条件

売買契約には、売買物件の使用する用途を条件として付す場合があります。

### (2) 売買契約に必要なもの

- ①町有財産売買契約書 2通（町で作成）
- ②印鑑登録してある印鑑（実印）
- ③印鑑証明書（法人も含む）
- ④収入印紙（契約書貼付）
- ⑤その他町で提出を求めた書類

### (3) 所有权の移転等

- ①売買代金の納入があった時に所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとします。
- ②土地の引き渡しは、現況での引き渡しとなります。
- ③所有権移転登記は町が行います。
- ④売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入予定者の負担となります。

## 8 契約の解除

次の場合は、契約を解除します。（この場合は、保証金は返金できません。）

- (1) 売買代金を指定日までに納入しない時
- (2) その他契約に違反した時

## 9 契約に付す条件

売却物件については、売買契約書において次の制限が付されますのでご注意ください。

- (1)「買受人は、この契約の締結の日から5年間、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない」こと
- (2)「買受人は、この契約の締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗

営業等の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない」こと

(3)「買受人は売買物件を、第三者へ譲渡し、又は貸し付ける場合には、前条の用途制限を承継させなければならない」こと

(4)「町」は契約締結の日から5年間は隨時に売買土地の使用状況等について実地調査を実施し、買受人報告を求めることができる。買受人は調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない」こと

(5)「買受人は、上記の条件に違反した場合は、町の定める金額を違約金として町に支払わなければならない」こと

①

## 申込書

令和 年 月 日

富士川町長 望月利樹様

(申込者)  
住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

印

電話番号

町有財産売却について、申込み資格条件、内容等を承諾の上、次の価格により申し込みいたします

### 申込物件

- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 1 所在地  | 長澤字新東 1873-3                          |
| 2 面積   | 宅地 1,248.62 m <sup>2</sup> (377.68 坪) |
| 3 公示価格 | 23,480,000 円                          |

受付月日	
------	--

※申込者の印は、印鑑登録された印（実印）をご使用ください。

※代理人が提出する場合は、委任状も添付してください。

(3)

## 申込書

令和 年 月 日

富士川町長 望月利樹様

(申込者)  
住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

印

電話番号

町有財産売却について、申込み資格条件、内容等を承諾の上、次の価格により申し込みいたします

### 申込物件

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 1 所在地  | 鳥屋字宮沢 455-1                         |
| 2 面積   | 宅地 469.72 m <sup>2</sup> (142.08 坪) |
| 3 公示価格 | 3,310,000 円                         |

受付月日	
------	--

※申込者の印は、印鑑登録された印（実印）をご使用ください。  
※代理人が提出する場合は、委任状も添付してください。